

市税の納付状況の確認について

建設工事及び測量等業務の入札参加資格を申請する際、市内に本店・支店・営業所等があり、鳥取市に対する納税義務がある場合は、鳥取市税の納付状況を確認できる資料を提出する必要があります。以下のうちいずれか一方を提出してください。

なお、滞納なし証明は写しでも可とします。

1. 同意書を提出する場合

市税の状況について、鳥取市が直接担当部署へ確認することに同意いただける場合は、同意書を提出してください。同意書には実印（印鑑登録証明書に押してある印）が必要です。

様式は任意としますが、申請書の様式の中に参考様式がありますので、原則としてこちらを使用してください。

2. 滞納なし証明を提出する場合

滞納なし証明は、鳥取市が課税する全ての税目について、滞納がないことを証明するものです。交付の手続きについては次のとおりです。

1 手数料

交付には手数料が必要です。（一通 300 円）

2. 発行日

申請日前 3 月以内に発行されたものが必要となります。

3. 交付請求窓口

「市役所本庁舎 1 階 市民総合窓口（市民課）」、「各総合支所市民福祉課窓口」で交付請求していただけます。

4. 交付受付時間

平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

毎週土・日曜日、祝祭日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は、滞納なし証明を発行できませんのでご注意ください。

本庁舎の市民総合窓口は夜間・休日開庁を行う日があります。詳細は、鳥取市公式ウェブサイトの市民課のページでご確認ください。

トップページ>くらしの情報>手続き・届出>届出・証明>窓口のご案内>市民総合窓口（市民課）窓口カレンダー

5. その他

○ 納税直後は各金融機関からの送金が間に合わず、納付状況が確認できない場合があります

す。（県外の金融機関の場合、納付確認に2週間ほどかかることがあります。）

期間をおいて来庁されるか、お急ぎの場合は収納推進課まで領収書をお持ちください。
ただし、夜間・休日開庁時間中は、領収書を窓口にお持ちしていただいても滞納なし証明の発行を受けることはできませんのでご注意ください。

- 約束手形、先付小切手等にて納付される場合は、「滞納なし証明」を交付できませんので、収納推進課（0857-30-8152）までご相談ください。
- 滞納なし証明は郵便での請求も可能です。詳細は、鳥取市公式ウェブサイトの市民課のページでご確認ください。

トップページ>くらしの情報>手続き・届出>届出・証明>各種証明書>

納税証明、資産証明、営業証明の請求について（法人申請用）（法人の場合）又は
所得証明・資産証明・納税証明の郵便請求について（個人の場合）

- 取得していただくのは納税証明のうち「市税滞納なし証明」です。

この書類には年度の指定はありません。

（証明書の交付申請書では、「年度」の欄に斜線が引かれています。）

- 法人の滞納なし証明を請求される場合は、法人印が必要です。下記のどちらの方法で法人印を押印していただくようお願いいたします。

- ・ 税証明申請書の申請者欄に法人印を押印していただく。
- ・ 来庁される方への委任状に法人印を押印していただく。

税証明申請書及び委任状の様式は、鳥取市公式ウェブサイトに掲載しております。

トップページ>くらしの情報>手続き・届出>届出・証明>窓口のご案内>市民課申請書ダウンロードサービスのご案内